

<基本情報①(自治体情報)>

都道府県市名	札幌市		
高校入試 担当部署名	札幌市教育委員会学校教育課教育課程担当課高等学校担当係		
TEL	011-211-3891	FAX	011-211-3861
URL	http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top		

<基本情報②(担当した有志の会メンバー情報)>

調査担当者名	今田 滋代(札幌子ども日本語クラブ)
--------	--------------------

<全国一覽掲載情報>

I 全日制高校について				II 定時制高校について			
A.外国人生徒		B.中国帰国生徒等		C.外国人生徒		D.中国帰国生徒等	
A2.措置	A3.枠	B2.措置	B3.枠	C2.措置	C3.枠	D2.措置	D3.枠
×	×	×	×	×	○	×	○
					①定員内		①定員内

調査した人から、関係者の皆さんへお知らせ	
1.外国人生徒の高校入試などについて、近くで相談できる場所	各中学校で進路指導担当教員及び担任教員に相談できる
2.多言語による関連情報	札幌国際プラザでは、「さっぽろコミュニティ通訳」派遣をして、学校と保護者間の言葉の壁の解消に努めている。
3.その他	日本語学習支援の必要な生徒は「札幌市帰国・外国人児童生徒教育支援事業」により、各在籍学校で支援を受けることができる。詳しくは各学校、または「札幌子ども日本語クラブ」まで問合せを。 http://sknc.skr.jp

I 全日制高校について

		A.外国人生徒	B.中国帰国生徒等
1.2020年度中について、外国人生徒や中国帰国生徒等の在籍の有無		無	無
2-1.2021年度の一般入試において、外国人生徒もしくは中国帰国生徒等が受けられる入試特別措置の有無		×	×
2-1が有(○印)の場合その名称			
2-2.滞日年数制限			
2-3.措置の内容			
3-1.2021年度の入試において、外国人生徒もしくは中国帰国生徒等を対象とした特別入学枠の有無		×	×
3-1が有(○印)の場合その名称			
3-2.滞日年数制限			
3-3.入学枠のある学校数/全学校数			
3-4.学校名			
3-5.定員	①定員内(枠内)		
	②定員外(枠外)		
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその数まで合格を認めているか(定員数内で不合格を出さない内規等があるか)			
3-7.試験内容			
備考			

Ⅱ 定時制高校について

		C.外国人生徒	D.中国帰国生徒等
1.2020年度中について、 外国人生徒や中国帰国生徒等の在籍の有無		有	有
2-1.2021年度の一般入試において、 外国人生徒もしくは中国帰国生徒等が 受けられる入試特別措置の有無		×	×
2-1が有(○印)の場合その名称			
2-2.滞日年数制限			
2-3.措置の内容			
3-1.2021年度の入試において、外国人生徒もしくは 中国帰国生徒等を対象とした特別入学枠の有無		○	○
3-1が有(○印)の場合その名称		海外帰国生徒等枠	外国人生徒と同様
3-2.滞日年数制限		「外国籍を有する者で、来日後5年未満の生徒」及びこれに準じる者と市立札幌大通高等学校長が認める者	「父母のいずれか一方が引き揚げ者であり、引き上げ後5年未満の生徒」及びこれに準じる者と市立札幌大通高等学校長が認める者。なお、引揚者とは、永住帰国者証明書を有する者をいう。
3-3.入学枠のある学校数/全学校数		1校/全校1校	外国人生徒と同様
3-4.学校名		市立札幌大通高等学校	外国人生徒と同様
3-5.定員	①定員内(枠内)	定員内に海外帰国生徒枠5名程度を含む	定員内に海外帰国生徒枠5名程度を含む
	②定員外(枠外)		
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその数まで合格を認めているか (定員数内で不合格を出さない内規等があるか)		○	○
3-7.試験内容		自己推薦入試一面接及び作文 (海外帰国生徒等枠で出願した場合は英語・中国語・ハングル・ロシア語等により作文を提出することができる)	外国人生徒と同様
備考		受検者3名 合格者3名	受検者3名 合格者3名

Ⅲ 高校入学後の状況

1.日本語指導が必要な生徒に対して、入学後の日本語や教科の支援(補習等)にかかわる当該自治体の施策の有無	有
2.有の場合、その施策の内容	学校設定科目「日本語」、日本語ボランティア、教科書翻訳サポーター、母語支援
3.2020年度の入試について、直接来日後の外国籍の受験者(外国において、学校教育における9年の課程を修了した者)の有無	把握なし
4.2019年度中に、直接来日後による編入学者の有無	無

Ⅳ 日本国内にある外国人学校からの入学について

	↓ 記入欄	備考
1-1.各種学校の認可を得た外国人学校の中等部の卒業生について、一般の受験(受験)資格とは別に高校受験(受験)者資格を認めているか否か	×	出願資格は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条の規定に基づき定めているため。
1-2. 1-1で認めている場合 ①外国人学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学者選抜の受験(受験)を認めている(外国人学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)		
2-1.各種学校ではないが、本国政府の認可を得た外国人学校の中等部の卒業生について、一般の受験(受験)資格とは別に高校受験(受験)者資格を認めているか否か	×	出願資格は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条の規定に基づき定めているため。
2-2. 2-1で認めている場合 ①外国人学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学者選抜の受験(受験)を認めている(外国人学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)		
3.上記のⅠⅡ特別措置と入学枠での滞日年数制限について、日本国内にある外国人学校の在籍期間は、日本での在学期間を含むか否か	○	
4.外国人学校の中等部の卒業生について、2020年度入試において受験(受験)希望があったか	×	